

保存版

平成30年6月22日

保護者のみなさまへ

京都市立桂中学校
校長 折野 匡治

台風に対する非常措置についてのおしらせ

本校においては、台風により京都市（テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に、「特別警報」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。なお、「大雨洪水警報」は、非常措置をとりませんので、お間違いのないようにしてください。

記

1 特別警報について

(1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・深夜0時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）
- ・深夜0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
その場合、臨時休業日の翌日は、5限から始業（給食は中止）

2 暴風警報について

(1) 登校前に発令された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 3校時から始業
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）
- ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

3 どちらの警報も、在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。上記のような措置をとる場合は、学校ホームページ等でお知らせします。

以上、お子様にもその旨、ご指導いただきますようお願いいたします。

保存版

平成30年6月22日

保護者のみなさまへ

京都市立桂中学校
校長 折野 匡治

地震に対する非常措置についてのおしらせ

本校においては、京都市において「震度5弱以上の地震」があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 「震度5弱以上の地震」が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

・下校後、深夜0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業にします。

・深夜0時以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業にします。

・休業日、休業前日に発生した場合は、原則として、休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページ等により、その旨連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

被災状況、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。上記のような措置をとる場合は、学校ホームページ等でお知らせします。

以上、お子様にもその旨、ご指導いただきますようお願いいたします。